

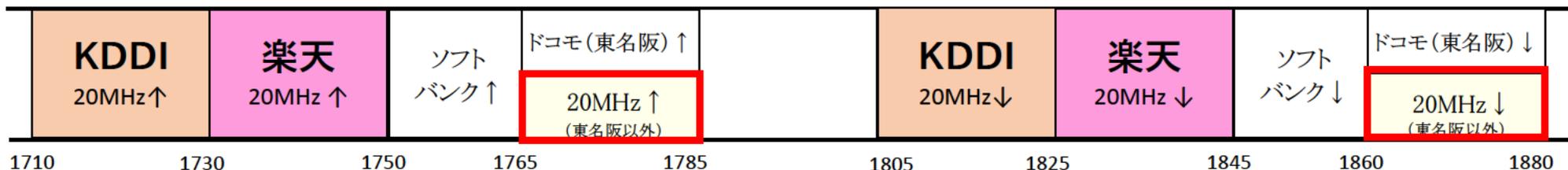
# 第5世代移動通信システムの普及のための 特定基地局の開設に関する指針案について

令和2年11月  
総合通信基盤局

# 平成30年の1.7GHz帯及び3.4GHz帯の割当結果

- 平成30年4月、1.7GHz帯（全国）及び3.4GHz帯について4社にそれぞれ割当て。
- 1.7GHz帯（東名阪以外）は、当時希望する申請者はいなかった。

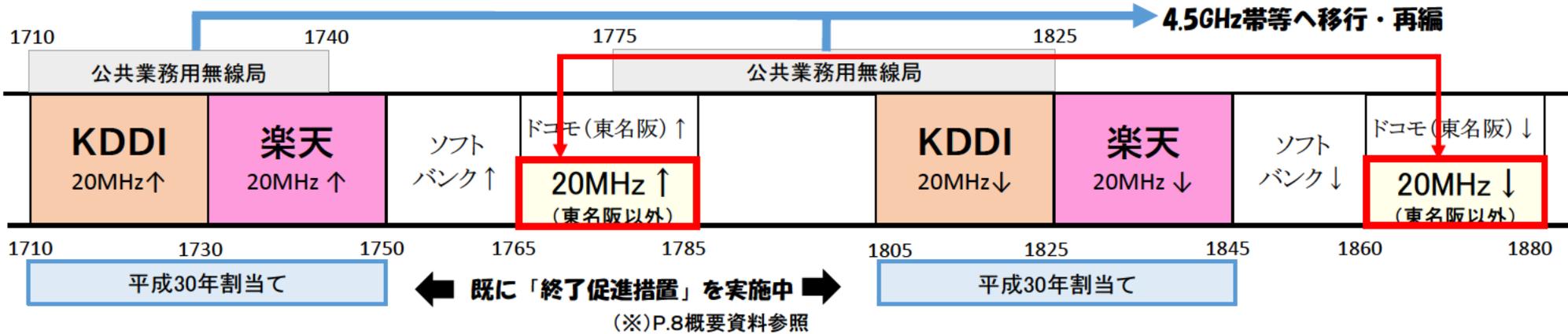
## 【1.7GHz帯】



## 【3.4GHz帯】



# 5G用周波数の追加割当ての基本的考え方



1. 地域への早期の5G普及展開を図るため、第5世代移動通信システム(5G)用周波数の追加割当てを実施する。(当面は、4Gの利用も可とする。)
2. 具体的には、1.7GHz帯(40MHz(20MHz×2))を1社(1グループ)に割り当てる。令和3年度(2021年度)第1四半期に割当てを実施。
3. 既に1.7GHz帯全国バンドが割り当てられた他の2社(KDDI・楽天モバイル)と共同で公共業務用無線局の移行費用を負担する。
4. 当該周波数の割当てを受ける事業者は割当周波数の経済的価値を踏まえた「特定基地局開設料」(※1)を納付。  
(※1) 開設計画の申請時に自ら申請した額
5. 「アクション・プラン」(※2)の内容を踏まえた取組状況を審査項目に追加。

(※2) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」  
(令和2年10月27日総務省)

以下のとおり審査を行い、割当てを実施。

- ① 申請者が**絶対審査基準**（最低限の要件）に適合しているかを審査。
- ② 絶対審査基準を満たした全ての申請者の申請に対して**比較審査（競願時審査）**を実施。  
⇒ 審査の結果、**評価点数の合計の高い者に割当てを実施。**

## ① 絶対審査（項目例）

### 1. エリア展開

- 5G基盤展開率が50%以上となる計画

### 2. 特定基地局開設料

- 特定基地局開設料が、31億円／年以上（※1）  
（標準的な金額を著しく下回る金額）

### 3. サービス

- アクション・プラン（※2）の内容を踏まえた取組計画がある

### 4. その他

- 既存事業者へ事業譲渡しない 等

## ② 比較審査（項目例）

### 1. エリア展開

- 5G基盤展開率がより大きい
- 特定基地局開設数がより多い

### 2. 特定基地局開設料

- 特定基地局開設料の金額がより大きい

### 3. サービス

- アクション・プラン（※2）の内容を踏まえた取組計画がより充実している  
（例：SIMロック解除の対応、eSIM導入への取組）

### 4. 指定済周波数

- 申請者の指定済周波数の帯域幅の総計がより少ない 等

周波数の割当て

※1 別紙6「1.7GHz帯（東名阪以外）の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方針（案）」参照

※2 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（令和2年10月27日総務省）

# 開設指針(案)の概要

## 1. 特定基地局の範囲

第5世代移動通信システムの基地局で、下記2の周波数を使用するものとする。  
(第4世代移動通信システムの基地局も含む。)

## 2. 使用する周波数

東名阪以外※の区域において、1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数(1.7GHz帯)

※全国の区域から平成17年総務省告示第883号(1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針を定める件)第二項第二号(二)に掲げる区域(「東名阪区域」という。)を除いた区域。

## 3. 電波の能率的な利用を確保するための技術の導入

複数の空中線素子及び無線設備を用いて一つ又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術、空間分割多重方式、256QAM、キャリアアグリゲーション技術その他の電波の能率的な利用を確保するための技術を用いなければならない。

## 4. 終了促進措置

認定開設者は、1,710MHzを超え1,850MHz以下の周波数を現に使用している無線局による当該周波数の使用を周波数割当計画に定める日前に終了させるため、公共業務用無線局を対象とする終了促進措置を実施しなければならない。

## 5. 特定基地局開設料

認定開設者は、自ら申請した特定基地局開設料を国に納付しなければならない。

## 6. 認定開設者の義務

- (1) 認定開設者は、四半期ごと又は総務大臣から求められた場合に、開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。
- (2) 総務大臣は、(1)の書類について、開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、その結果の概要をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- (3) 認定開設者は、他の既存事業者への事業譲渡等をしてはならない。
- (4) 既存の免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための具体的な措置を講じなければならない。
- (7) 認定開設者は、東名阪区域において1,765MHzを超え1,785MHz以下又は1,860MHzを超え1,880MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

**1～6の規定、絶対審査基準及び競願時審査基準に基づき審査を実施。**

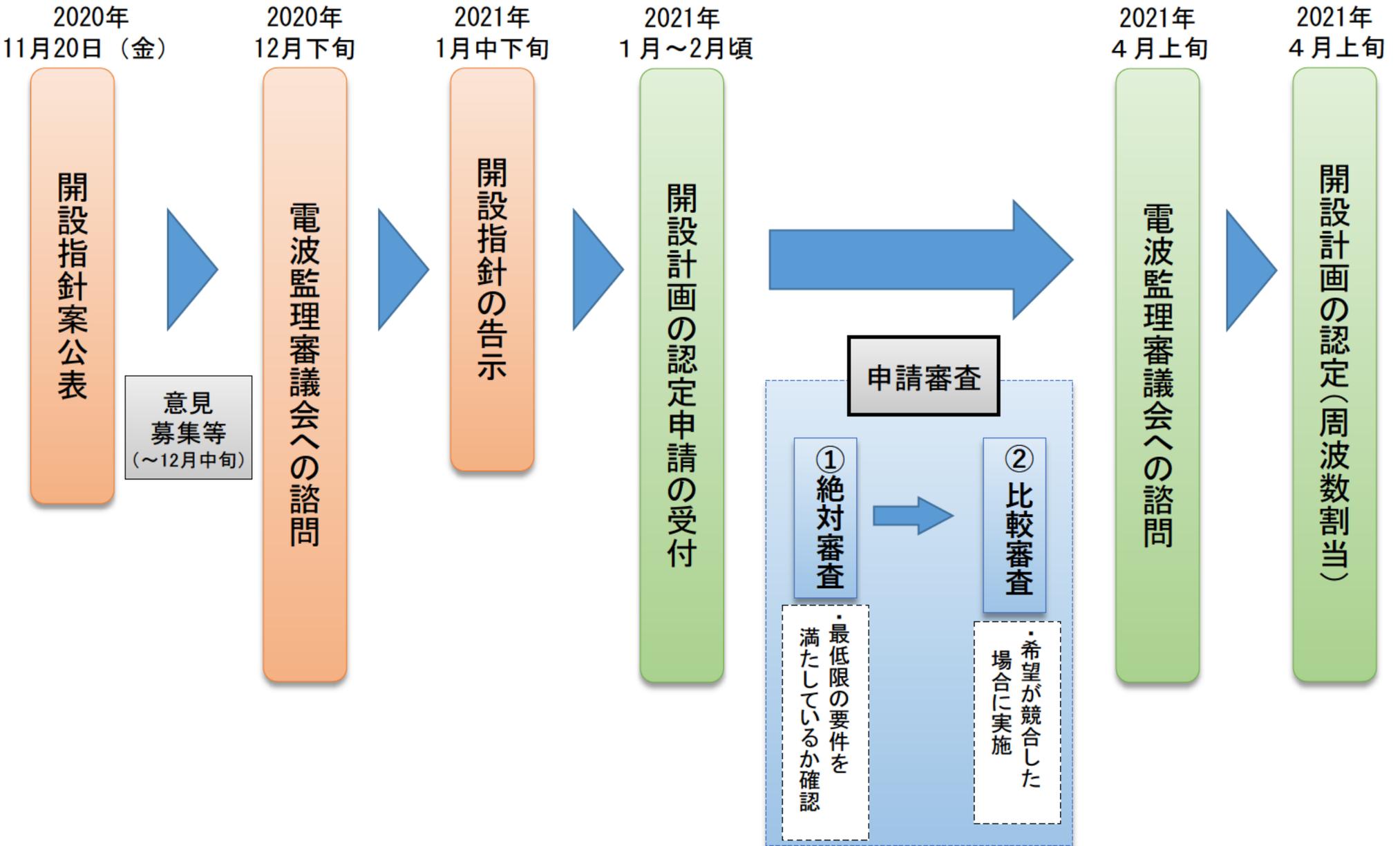
# 絶対審査基準(案)

エリア展開	基準①	認定から7年後までに、全国(東名阪を除く。)及び各地域ブロックの5G基盤展開率 <sup>※1</sup> が50%以上になるように5G高度特定基地局 <sup>※2</sup> を開設しなければならない。
	②	5G高度特定基地局が整備されたメッシュの内外において、需要が顕在化した場合の基地局の開設等の対策方法に関する計画を有すること。
設備	③	特定基地局設置場所の確保、設備調達及び設置工事体制の確保に関する計画 <sup>※3</sup> を有すること。
	④	特定基地局の運用に必要な電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する計画 <sup>※3</sup> を有すること。
特定基地局開設料	⑤	特定基地局開設料の金額及び当該料額に必要な資金確保に関する計画を有すること。また、特定基地局開設料の金額が、標準的な金額の下限額を「著しく下回る金額」(31億円/年)以上であること。
財務	⑥	設備投資等に必要な資金調達の計画及び認定の有効期間(7年間)の満了までに単年度黒字を達成する収支計画を有すること。
コンプライアンス	⑦	法令遵守、個人情報保護及び利用者利益保護(広告での通信速度及びサービスエリア表示、通信性能による差異のエリアマップ表示等を含む。)のための対策及び当該対策を実施するための体制整備の計画を有すること。
終了後措置	⑧	既存無線局の周波数移行に必要な費用負担の割合に相当する金額(557億円)を確保できること。
既存基地局	⑨	高度既設特定基地局を運用する場合には、その総数、周波数ごと基地局の設置場所等に関する計画を有していること。
サービス	⑩	携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による特定基地局の利用を促進するための計画を有していること。
	⑪	提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、低廉で、明瞭な、満足できる料金設定を行う計画を有すること。
	⑫	「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」(令和2年10月27日総務省)の「2. 具体的な取組」を踏まえた実施計画を有すること。
混信対策	⑬	1.7GHz帯(東名阪)を使用する既存免許人が開設する無線局等との混信その他の妨害を防止するための措置を行う計画を有すること。
オープン化	⑭	オープン化された規格に基づく通信機器の採用等に向けた取組に関する計画を有していること。
その他	⑮	同一グループの企業から複数の申請がないこと。
	⑯	割当てを受けた事業者が、既存移動通信事業者へ事業譲渡等をしないこと。

※1 5G基盤展開率：全国における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を、全対象メッシュ数(約4,500)で除した値をいう。  
 ※2 5G高度特定基地局：理論上最速10Gbps程度の通信速度を有する回線を使用する特定基地局であって、当該基地局以外の複数の特定基地局を接続可能なものをいう。  
 ※3 「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」(昭和62年郵政省告示第73号)・政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成三十年度版)・「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」(平成30年12月10日関係省庁申合せ)に留意すること。

カテゴリ	基準	審査事項
Ⅰ エリア展開	A	認定から7年後における全国(東名阪を除く。)の5G基盤展開率がより大きいこと。
	B	認定から7年後における特定基地局(屋外)の開設数がより多いこと。
	C	認定から7年後における地下街等の公共空間を含む屋内等において通信を可能とする特定基地局(屋内等)の開設数。
Ⅱ サービス	D	MVNO促進の取組がより進んでいること
	E	SIMロック解除に係る取組がより進んでいること
	F	スマートフォン等へのeSIM導入に係る取組がより進んでいること
Ⅲ 周波数の 経済的価値	G	特定基地局開設料の金額がより大きいこと。
Ⅳ 指定済 周波数等	H	指定済周波数を有していないこと又は申請者の指定済周波数の帯域幅の総計(同一グループの企業の指定済周波数の帯域幅も含む。)がより少ないこと若しくは当該帯域の総計に占める総契約者数の割合がより大きいこと。
以下、基準A～Hを審査した結果として、総合点が同じ申請者が存在する場合に実施		
その他	I	認定から7年後における面積カバー率がより大きいこと。

# 今後のスケジュール(予定)



# (参考) 終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた携帯電話事業者等が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置

